

広島市監査委員 山 田 康  
同 福 永 宏  
同 佐々木 壽 吉  
同 木 山 徳 和



平成11年度包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置事項公表

地方自治法第252条の38第6項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を下記のとおり公表する。

記

- 1 対象部局（課） 市民局人権啓発・同和対策部  
社会局児童福祉課
- 2 監査結果公表年月日 平成12年3月30日（広島市監査公表第6号）
- 3 包括外部監査人 中間 信一
- 4 監査結果に対する措置状況通知年月日  
平成13年1月19日（市民局人権啓発・同和対策部）  
平成13年1月 5日（社会局児童福祉課）
- 5 監査の結果（指摘事項）
  - (1) 住宅資金貸付金  
住宅資金貸付金については、借受人が所在不明等のため、納入通知書の発送を保留しているものがあったが、借受人の現況調査を徹底し、必要な手続きをとる必要がある。
  - (2) 母子寡婦福祉資金貸付金  
適切な納付相談には、正確な滞納者の状況把握が不可欠である。そのためには、「滞納状況調査」への滞納者の状況及び滞納事由の客観的な記載が必要である。従って、「滞納状況調査」への記載要領を作成し、「滞納状況調査」が今後の納付相談や滞納金の回収に活用できるような対策を講じることが必要である。  
また、経済的自立を助け、生活意欲の助長を図るという貸付制度目的等を考え合わせると、滞納している母子世帯ほど、相談・訪問活動の必要性は高いものと考えられる。「滞納状況調査」に未折衝と記載された事由の発生原因を分析し、必要に

応じて納付相談・指導を行う必要がある。

## 6 措置内容

(1) 所在不明等になっていた借受人の所在確認・償還能力等について現況調査を行い、借受人や連帯保証人に対し、納付折衝を行った上で納入通知書を送付するなどの必要な手続きを行った。

(2) 滞納事由の客観性と明確化を図るため、「母子・寡婦福祉資金償還金滞納理由及び償還指導状況調査実施要領」を改正し、これに基づいて、平成12年6月に平成11年度滞納状況の調査を実施した。この調査結果を基に、滞納事由の正確な把握を行い、適切な納付相談を行う等滞納金の回収に努めた。

なお、平成10年度滞納状況の調査で未折衝と記載していた貸付けについては、そのすべてについて折衝して、滞納に至った原因を把握し、実態に応じて分割納付や連帯借主への督促などを行った。